



## 国民年金の届出が必要です

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

会社などを退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。

### ■手続きについて

国保年金係の窓口で手続きができます。

※扶養されていた配偶者の方も国民年金へ変更となります。

※退職と同時に厚生年金被保険者である配偶者に扶養される場合は、勤務先で手続きを行ってください。

### ■必要なもの

・退職日がわかる書類（離職票など）

・基礎年金番号または個人番号がわかるもの

### ■免除制度について

保険料を納めることが困難な



## 特別療養費について

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民健康保険税の納付にお困りの方は、お早めにご相談ください。

### ■特別療養費とは

国民健康保険法第54条の3第1項に基づき、災害などの特別な事情がなく、国民健康保険税の滞納が継続した場合、特別療養費の支給対象となる場合があります。

特別療養費の支給対象となった場合には、医療機関・薬局など受診時に医療費の全額（10割）をお支払いいただくことになり、町に申請することで保険給付が後日支給されます。

### ■滞納している場合……

国保税を滞納している場合、入院や手術などで医療費が高額になっても、窓口での支払いを一定額（自己負担限度額）に抑える仕組みが利用できなくなります。そのため、医療機関の窓口で多額の支払いが発生する恐れがあります。

（※後日、町へ申請することで、限度額を超えた分は「高額医療費」として払い戻しを受けることができます。）



資格、給付に関すること  
 国保年金係 ☎77・3912  
 国保税の納付について  
 収税係 ☎77・3916

## 広報についてのお知らせ

総務課 情報公聴係 ☎77-3921

町の最新情報をお届けしている「広報しばやま」は、お手持のスマートフォンやパソコンからも気軽にご覧いただけます。町公式ホームページでの公開に加え、広報紙閲覧アプリ「マチイロ」や、全国の自治体広報を閲覧できる「マイ広報紙」でも配信を行っています。

外出先での隙間時間や、紙面がお手元がない時でも、いつでもどこでも町のニュースをチェックすることが可能です。ぜひ、ご自身に合った閲覧方法で「広報しばやま」をご活用ください。



## 児童手当 第三子以降の多子加算

町民税務課 子育て支援係 ☎77・1897

大学生年代以下の子を3人以上養育している場合、3人目以降の子の児童手当が増額（多子加算）となります。すでに増額となっている場合でも改めて申請が必要な場合がありますので対象となる方は期限までに書類を提出してください。

### 【多子加算とは】

大学生年代以下（22歳年度末まで）の子を3人以上養育している場合に、3人目以降の子どもの手当額が増額されることをいいます。

### 【申請が必要な方】

次に該当し、引き続き4月分以降の加算を受ける場合は改めて確認書などの提出が必要となります。

・18歳の年度末に到達する子があり、高校生年代以下の子が多子加算の算定を受けている場合

・すでに多子加算のカウントとなっている短大生や専門学生などで、卒業後も多子加算の対象となる場合

### 【多子加算の対象となる大学生年代の要件】

当該子について受給者が次の両方を満たす場合のみ多子加算カウントの対象となります。

- ① 監護に相当する世話などをしていること
- ② 生計費の負担をしていること（当該子が受給者の収入により日常生活の全部又は一部を

## 休日当番医 >>> 休日当番医テレホンガイド

☎0475-50-2531  
 診療時間 午前9時～午後5時まで

月	日	南方地区 (東金・大網白里・九十九里)		北方地区 (山武・横芝光・芝山)	
		診療所	電話番号	診療所	電話番号
3月	1日(日)	秋葉医院(東金)	☎0475-52-2039	よしみ医院(山武)	☎0475-82-8676
	8日(日)	とうがね中央糖尿病腎クリニック(東金)	☎0475-54-2421	大平医院(山武)	☎0479-86-6012
	15日(日)	鈴木クリニック(大網白里)	☎0475-71-2033	睦岡クリニック(山武)	☎0475-80-8001
	20日(金)	岡崎医院(東金)	☎0475-52-3313	明海クリニック(山武)	☎0475-80-5355
	22日(日)	はにや内科(大網白里)	☎0475-70-1500	さくらクリニック(横芝光)	☎0479-84-4333
	29日(日)	きみのもりクリニック(大網白里)	☎0475-70-2366	鈴木医院(横芝光)	☎0479-82-0126

※ 専門以外の時は診療できない場合があります。  
 ※ 昼休み時間については、各医療機関にお問い合わせください。  
 ※ 当番医は、都合により変更になる場合があります。「休日当番医テレホンサービス」でご確認ください。  
 ※ 電話番号をご確認の上、お問い合わせください。